

NPO・一社など

すべての法人にオススメ

法人がやること講座

～NPO法改正に係る貸借対照表の公告方法の変更について～

2時間でわかる

2018年5月22日(火)

無料

NPO法の改正により貸借対照表の公告が義務化され、官報への掲載以外の方法を選択するためには、平成30年10月1日までに定款の変更や届出書の提出などの手続きが必要になりました(官報への掲載は有料です)。

法改正の詳細や、貸借対照表の公告に官報以外の方法を選択される場合の手続きを中心に、法人の健全な運営のための事務についてお伝えします。

※NPO法人設立申請中の方でもご参加いただけます

例えば

NPO法の改正に伴う貸借対照表の公告方法変更のための定款変更手続きや届出について
税務署、県税事務所等への届出／社会保険や労働保険関係の届出／事業報告書・収支決算書の作成
所轄庁への報告、変更に伴う届出／次年度の事業計画と収支予算／貸借対照表・財産目録の作成
法人税等の納付準備

などの準備はできていますか??

定員

10名 限定 先着

時間

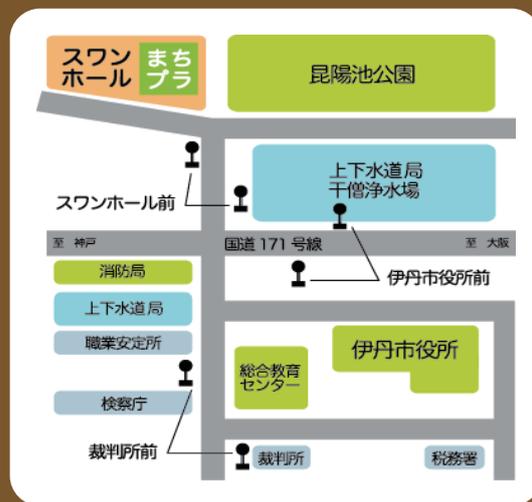
13:30～15:30

場所

伊丹市立 市民まちづくりプラザ
(伊丹市昆陽池2-1スワンホール2F)

対象

NPO・一般社団法人などの団体の
会計・総務担当者、代表者



申込書

▷▷▷▷▷

生きがいごとサポートセンター 阪神北 / (認定) 宝塚NPOセンター

FAX: 0797-85-7799

TEL: 0797-87-4350

5月22日 法人がやること講座 ～NPO法改正に係る貸借対照表の公告方法の変更について～

団体名	お名前
電話	E-mail